

岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、災害の発生時において、避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要配慮者を支援する岐阜県災害派遣福祉チーム（以下「岐阜DWAT」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

*DWAT (Disaster Welfare Assistance Team)

第2 岐阜DWATの設置に係る事前手続等

知事は、岐阜DWATへの協力に応じる福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体、又は福祉に関する専門職の職能団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下「協力団体」という。）との間に**岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定（別記第1号様式）**を締結するものとする。

第3 研修及び隊員の登録

- 1 県は、協力団体に加入する施設等（以下「協力団体加入施設等」という。）の職員、又は協力団体の会員（岐阜DWATの構成員として派遣を予定する者に限る。）に対し、岐阜DWATの活動に必要な知識等の定着及び向上を図るための研修を実施する。
- 2 県は、1の研修のうち、「岐阜DWATビギナー研修」を受講し、**岐阜DWAT隊員登録票（別記第2号様式）**を提出した協力団体加入施設等の職員、又は協力団体の会員を岐阜DWATの隊員として登録する。

第4 編成及び活動内容等

- 1 岐阜DWATは、第3の2の規定により登録した隊員により編成する。
- 2 岐阜DWATは、発災後、おおむね3日から1か月以内の間、避難所等において、市町村等から依頼のあった職種及び人数により、原則として1回当たり7日程度の派遣期間中、福祉サービスを提供することを基本とする。
- 3 知事は、岐阜DWATの各チームにリーダーを置き、当該リーダーは、当該チームをそれぞれ統括する。

第5 派遣基準

知事は、岐阜DWATを、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合（以下「派遣基準」という。）であつて、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して岐阜DWATの派遣要請があつたときに派遣するものとする。この場合において、市町村等からの派遣要請は、原則として**岐阜DWAT派遣要請書（別記第3号様式）**により行うものとする。

第6 チーム編成

- 1 知事は、派遣基準に該当する場合は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の会長に対し、**岐阜DWATチーム編成依頼書（別記第4号様式）**により岐阜DWATチーム編成を依頼し、県社協の会長は、**岐阜DWATチーム編成に係る候補者提出依頼書（別記第5号様式）**により協力団体の長に派遣可能な岐阜DWAT隊員の名簿を提出するよう依頼するものとする。
- 2 協力団体の長は、県社協の会長から派遣可能な岐阜DWAT隊員名簿の提出依頼があつたときは、速やかに**岐阜DWATチーム編成に係る候補者名簿（別記第6号様式）**により派遣可能な隊員名簿を提出するものとする。
- 3 県社協の会長は、岐阜DWATのチーム編成を行い、**岐阜DWATチーム編成報告書（別記第7号様式）**により知事へ報告するものとする。

第7 派遣

- 1 知事は、第6の3の規定による報告を受けた場合は、**岐阜DWAT派遣要請書（別記第8号**

様式)により協力団体の長に対し、岐阜DWATの派遣を要請することができる。

- 2 知事は、協力団体の長に対し、岐阜DWATの派遣を要請したときは、**岐阜DWAT派遣計画書(別記第9号様式)**により派遣要請のあった市町村等へ通知するものとする。

第8 待機

- 1 知事は、派遣基準に該当することが見込まれるときは、協力団体の長に対し岐阜DWATの構成員の派遣待機を要請することができる。
- 2 知事は、派遣基準に該当する可能性がないと判断したときは、1の派遣待機をしている協力団体の長に対し、待機の解除を通知するものとする。
- 3 県内で震度5強以上の地震が発生した場合は、協力団体の長は、知事の要請の有無にかかわらず岐阜DWATの構成員を待機させるものとする。

第9 活動記録

岐阜DWATの各チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、**岐阜DWAT活動記録報告書(別記第10号様式)**により速やかに知事に報告するものとする。

第10 実績報告

岐阜DWATの構成員として職員等を派遣した協力団体加入施設等の長、又は協力団体の長は、**岐阜DWAT派遣実績報告書(別記第11号様式)**を知事が指定する期日までに知事に提出するものとする。

第11 傷害保険、費用負担等

1 傷害保険

県は、岐阜DWATの派遣活動に伴う事故等に対応するため、岐阜DWATの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。

2 費用負担等

- (1) 災害救助法が適用された市町村に岐阜DWATが派遣され、当該派遣に要する費用が災害救助費の支弁対象となるときは、県は、災害救助法の規定により当該費用を負担するものとする。
- (2) (1)以外の場合であって、知事の派遣要請に基づく岐阜DWATの派遣に要する費用の負担については、別に定めるところにより県が負担するものとする。
- (3) 県は、岐阜DWATの構成員として職員等を派遣した協力団体加入施設等の長、又は協力団体の長に対し、(1)及び(2)の費用を支払うものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

別記

第1号様式

岐阜県災害派遣福祉チームの派遣等に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と（団体の長）（以下「乙」という。）とは、岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）に基づき、災害の発生時の災害派遣福祉チーム（以下「岐阜DWA T」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、岐阜DWA Tを避難所、福祉避難所（高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、高齢者、障がい者等要配慮者を支援すること等を目的とする。

（名簿の作成）

第2条 乙は、自らの団体に加入する施設、事業所等（以下「施設等」という。）のうち、岐阜DWA Tに協力するものについて、名簿を作成し、甲に提出する。

（派遣要請等）

第3条 甲は、設置運営要綱に基づき避難所等において要援護者の支援活動を行う必要があると判断し、第2条の名簿から岐阜DWA Tの構成員を選定した場合は、乙に対し当該構成員の派遣を要請する。

2 乙は、甲から派遣要請を受けた場合は、施設等（岐阜DWA Tに協力する施設等として名簿に登録されたものに限る。以下同じ。）と調整を行い、速やかに派遣の可否を甲に報告することとする。

3 甲が乙に要請する岐阜DWA Tの派遣先は、原則として岐阜県内とする。ただし、岐阜県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県から甲に岐阜DWA Tの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、岐阜県外の地域への派遣を要請することができる。

（業務内容）

第4条 岐阜DWA Tは、避難所等において福祉サービスの提供及び必要な福祉支援を行うこととする。

（指揮命令）

第5条 岐阜DWA Tが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うこととする。

（移動手段）

第6条 岐阜DWA Tの構成員の避難所等への移動手段については、原則として、当該構成員が属する施設等が確保する。

(補償)

第7条 甲は、岐阜DWA Tの業務に関連する事故に対応するため、岐阜DWA Tの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担することとする。

(派遣費用の負担等)

第8条 甲の要請に基づき乙が派遣した岐阜DWA Tの派遣費用(以下「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村に岐阜DWA Tが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となる場合 災害救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲が別に定める。

2 甲は、岐阜DWA Tの構成員として職員を派遣した施設等の長に対し、費用を支払うものとする。

(岐阜DWA T以外への協力)

第9条 乙は、岐阜DWA Tへの協力のほか、資器材や備蓄品の融通など、甲の災害福祉施策に協力するものとする。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県
代表者 岐阜県知事 印

乙 (所在地)
(団体名)
(代表者 職 氏名) 印

岐阜 DWAT 隊員登録票

年 月 日

ふりがな 氏 名	
性 別	男性 ・ 女性
生年月日 年 齢	昭和 平成 年 月 日（ 歳）
電話番号	
勤 務 先	名 称 所在地 電話番号 — —
保 有 資 格	
協 力 団 体 (該当に○)	社会福祉法人経営者協議会 老人福祉施設協議会・知的障害者支援協会 身体障害者福祉施設協議会・精神保健福祉協会 保育研究協議会・デイサービスセンター協議会 児童福祉協議会・社会福祉士会 老人保健施設協会

岐阜 DWAT 派遣要請書

年 月 日

岐阜県知事 様

（市町村等の長）

避難所等の運営等に必要ことから、下記のとおり岐阜 DWAT の派遣を要請します。

記

派遣施設等名称	所在地	電話/FAX	連絡責任者	要配慮者	岐阜 DWAT の人数	派遣期間
		(電話) (FAX)		高齢者(名) 障がい者(名) 妊産婦(名) 乳幼児(名) その他(名)	名	年月日 ~ 年月日
		(電話) (FAX)		高齢者(名) 障がい者(名) 妊産婦(名) 乳幼児(名) その他(名)	名	年月日 ~ 年月日
		(電話) (FAX)		高齢者(名) 障がい者(名) 妊産婦(名) 乳幼児(名) その他(名)	名	年月日 ~ 年月日

担当部署	
担当者	
電話	
F A X	
e-mail	

第4号様式（第6関係）

岐阜 DWAT チーム編成依頼書

年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 会長 様

岐阜県知事

下記のとおり岐阜 DWAT のチーム編成を依頼します。

記

- 1 派遣先名称及び所在地

- 2 派遣期間

- 3 要配慮者の種別

- 4 派遣する岐阜 DWAT の人数

担当部署	
担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	

第5号様式（第6関係）

岐阜 DWAT チーム編成に係る候補者提出依頼書

年 月 日

岐阜県〇〇協議会 会長 様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 会長

下記のとおり岐阜 DWAT のチーム編成を行うため、派遣可能な岐阜 DWAT について、別添名簿の提出を依頼します。

記

- 1 派遣先名称及び所在地

- 2 派遣期間

- 3 要配慮者の種別

- 4 派遣する岐阜 DWAT の人数

- 5 名簿の提出を依頼する岐阜 DWAT の人数

担当部署	
担当者	
電話	
F A X	
e-mail	

第6号様式（第6関係）

岐阜 DWAT チーム編成に係る候補者名簿提出

年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 会長 様

岐阜県〇〇協議会 会長

派遣可能な岐阜 DWAT について、下記のとおり提出します。

記

月 日 () ~ 月 日 ()	氏 名	
	資 格	
	勤 務 先	
	携 帯 電 話	

担当部署	
担 当 者	
電 話	
F A X	
e-mail	

岐阜 DWAT チーム編成報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 会長

下記のとおり岐阜 DWAT のチーム編成を行いましたので報告します。

記

1 派遣先名称及び所在地

2 チーム編成

活動期間： 月 日（ ）～ 月 日（ ）

リーダー：

氏名	資格	勤務先	携帯電話番号
		協力団体	

担当部署	
担当者	
電話	
F A X	
e-mail	

岐阜 DWAT 派遣要請書

年 月 日

岐阜県〇〇協議会 会長 様

岐阜県知事

下記のとおり岐阜 DWAT を派遣要請します。

記

1 岐阜 DWAT 隊員の氏名、資格、勤務先及び派遣期間

氏名	資格	勤務先	派遣期間
			月 日～ 月 日

2 派遣先

3 留意事項

- ・活動に当たっては、「岐阜 DWAT 活動マニュアル」を熟読すること。

担当部署	
担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	

岐阜 DWAT 派遣計画書

年 月 日

（市町村等の長） 様

岐阜県知事

下記のとおり岐阜 DWAT を派遣しますので、通知します。

記

1 派遣先名称及び所在地

2 派遣する岐阜 DWAT

活動期間： 月 日（ ）～ 月 日（ ）

リーダー：

氏名	資格	携帯電話番号

担当部署	
担当者	
電話	
F A X	
e-mail	

岐阜 DWAT 活動記録報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

報告者氏名 (岐阜 DWAT リーダー)			
活動年月日 (報告対象)	年 月 日		
派遣場所			
対象者	高齢者（ 名）、障がい者（ 名）、妊産婦（ 名）、 乳幼児（ 名）、その他（ 名）		
活動内容			
岐阜 DWAT 隊員	氏 名	職 種	健康状態
	(リーダー)		良 ・ 不良
			良 ・ 不良
			良 ・ 不良
			良 ・ 不良
特記事項			

年 月 日

岐阜県知事 様

（所在地）

〒 ー

（施設・事業所・団体等）

（代表者 職 氏名）

印

電話番号（ ） ー

岐阜 DWAT 派遣実績報告書

岐阜 DWAT の派遣実績について、岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱第10条の規定により報告します。

記

1 活動実績

（1）派遣した岐阜DWATの構成員

職種	氏名	フリガナ	活動期間	備考

（2）派遣先

第11号様式（第10関係）

(3) 活動内容

年月日	活動内容

2 負担額 金 _____ 円
(内訳)

対象費用	単価 (円)	人数・ 数量	計	費用の詳細
人件費				
介助員等	×	人	=	
小計				
旅費				
車賃	×	km	=	
鉄道賃	×	人	=	
船賃	×	人	=	
航空賃	×	人	=	
宿泊料	×	人	=	
小計				
需用費				
消耗品費	×		=	
介護用消耗品費	×		=	
燃料費	×		=	
修繕費	×		=	
小計				
役務費				
通信運搬費	×		=	
小計				
使用料及び賃借料				
車両借上料	×		=	
駐車料金	×		=	
有料道路通行料	×		=	
小計				
合計				

※ 人件費は、災害救助法が適用された場合であって、災害救助費の支弁対象となる場合に限り計上すること。

※ 領収証等の証拠書類を添付すること。

第11号様式（第10関係）

3 振替先口座

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	